

○山陽小野田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

平成 17 年 3 月 22 日

条例第 129 号

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び資源化を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。

（市民の責務）

第 3 条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の利用、不用品の活用等により廃棄物の再生利用を図るとともに、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、前項に規定するもののほか、廃棄物の分別排出その他の廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

（一般廃棄物の所有権）

第 4 条 前条の規定により市が指定する所定の場所に排出された一般廃棄物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市又は市が指定した者以外の者は、当該一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによ

りその減量に努めなければならない。

- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品の使用、長期間使用可能な製品及び再生利用の容易な製品の開発、修理体制、過剰な包装の回避等の措置を講じ、廃棄物の減量が図られるように努めなければならない。
- 5 事業者は、前各項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- 3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、廃棄物の減量に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。